

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 5 年度 第 1 回滋賀県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 2 日 (水) 9 時 25 分 ~ 11 時 00 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 3 人) 平井建志 木下康代 石井利江子  労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 大江彰宏 大西省三  使用者代表委員 (定数 3 人) 川口剛史 水野 透 西田保夫  事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、  辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官</p>
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長及び部会長代理の選出</li> <li>・ 滋賀県最低賃金専門部会運営規程について</li> <li>・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)</li> </ul>
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平井部会長及び木下部会長代理を選出。</li> <li>・ 滋賀県最低賃金専門部会運営規程について説明を行った。</li> <li>・ 労使各側委員の主張概要</li> </ul> <p>&lt;労働者側代表の主張&gt;</p> <p>コロナからの回復基調に滋賀県経済はあり、「人への投資」が重要である。さらに中小零細企業の人手不足状況にあり、物価高騰等といった観点等から大幅な最低賃金の引き上げが必要である。</p> <p>現時点で早期の 1,000 円に対しても 73 円、全国加重平均との差は 34 円あり、また近隣府県との格差もあることから、この格差を 1 円でも埋めたい。</p> <p>&lt;使用者側代表の主張&gt;</p> <p>滋賀県の経済状況は、中小零細企業に関しては好調とはいえず、厳しい状況にある。また、企業物価も依然として高い水準にあり、価格転嫁も進んでいない状況である。</p> <p>今年度の目安の B ランク 40 円 4.3%の数字は、公益見解として示されたものであり、中央で使用者側が納得した数字ではない。</p> <p>また、近隣府県との格差については、県内の状況を最重点に検討することが重要であり、格差を埋める事が目的でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本日は労使の意見の隔たりがうまらず、この日の審議は終了した。</li> <li>・ 次回は、専門部会 (第 2 回) 令和 5 年 8 月 3 日(木) 9 : 30 ~</li> </ul>